

会館の減免制度

1 現在実施している利用料金の減免

1	官公署が勤労者の文化、教養及び福祉の向上を目的とする事業に会館の施設を使用するとき。	5割減額
2	区が行政目的のために会館の施設又は附帯設備を使用するとき。	免除
3	指定管理者がその管理に係る事業に使用するとき。	免除
4	区民会議室、第一和室、第二和室又は第三和室の使用料を減額し、又は免除することができるときは、次の各号に定めるところによる。	5割減額
	① 駒込地域活動センターの事業を行う地域内に居住する者が使用するとき。	
	② 官公署が区民を対象とした事業に使用するとき。	
	③ 区内の町会、自治会、商店会、振興組合、高齢者クラブ又はその連合会が会議等に使用するとき。	
5	体育館又は一階洋室（個人使用に限る。） 次の各号に掲げる場合に使用するときは、免除とする。	免除
	① 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者が使用するとき。	
	② 東京都愛の手帳交付要綱（昭和四十二年民児精発第五十八号）に基づく愛の手帳の交付を受けている者（他の道府県知事等から療育手帳の交付を受けている者を含む。）が使用するとき。	
	③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が使用するとき。	
	④ ①から③までに規定する者が使用する際に当該者を介護する者（一人に限る。）が使用するとき。	
6	1 から 5 のほか、指定管理者が特に必要があると認め、区長の承認を得たときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。	免除

※文京区勤労福祉会館条例施行規則第4条

2 減免等利用実績

年度	定額	減額	免除	総計	減額・免除 利用率
2018年度	3,288件	1,458件	343件	5,089件	35.4%
2019年度	3,021件	1,359件	495件	4,874件	38.0%
2020年度	1,326件	405件	473件	2,204件	39.8%
2021年度	1,799件	601件	509件	2,909件	38.1%